

# 印鑑登録申請書 ・ 印鑑登録証亡失 印鑑登録廃止届

整理番号 ー 回答期限： ー

稲沢市長殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 (窓口に来た方)	住所 (マンション・アパートに住んでいる方は名称及び部屋番号も記入してください。)	
	フリガナ 氏名	電話番号 - -
登録者	住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ 稲沢市	
	フリガナ 氏名 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日
※ 代理人が申請・届出する場合は、委任を証する書面が必要です。		

## どのような手続きをしますか

<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請	今回登録する印鑑 ※ 中心を [ ] に合わせて押印してください。	<input type="checkbox"/>	刻印コード	氏 氏名 名 その他
			印鑑登録証の登録番号	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失届 ※ 印鑑登録証をなくしたとき	現在登録している印鑑	<input type="checkbox"/>	届出理由	紛失 変更 不用 盗難 その他 ( )
<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止届 ※ 登録印をなくしたとき、印鑑を変更するとき、登録をやめるとき			印鑑登録証の登録番号	

- 注意**
- 1 印鑑登録することができる方は、稲沢市の住民基本台帳に登録されている方です(ただし、15歳未満の方、意思能力を有しない方は登録できません)。
  - 2 本人自ら申請するときは、登録する印を持参し、窓口で本人であることが確認できるもの又はすでに稲沢市で印鑑登録している人の保証書を提示してください(印鑑登録証を即日交付できるのは、官公署発行の顔写真付き証明書等を提示したときです)。
  - 3 代理人が申請するときは、登録する印、代理人の印及び委任を証する書面を持参し、窓口で代理人本人であることが確認できるものを提示してください(印鑑登録証の即日交付はできません)。
  - 4 登録印を亡失したとき又は印鑑の登録を廃止するときは、印鑑登録証を添えて届け出てください。なお、代理人が届け出るときは、委任を証する書面が必要です。

申請者本人確認	記号番号
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留力 <input type="checkbox"/> 個人番号力 <input type="checkbox"/> 住基力B <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 年金手帳 ( )	有効期限・発行年月日 . .
<input type="checkbox"/> 保証書 <input type="checkbox"/> 郵送	発行機関名
照会書発送年月日	印鑑登録(回答)年月日

印鑑登録証 受領印	照合	登録	印影・保証人	受付	住基
	交付	回答			
	照合	登録	受付	案内文	
決 裁			廃 止		
課長	グループリーダー	印鑑登録担当	照合	登録	審査

## 委任状

令和 年 月 日

稲沢市長 殿

(代理人) 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 印鑑登録の申請
- 印鑑登録証の亡失の届出
- 印鑑登録の廃止の届出

(委任者) 住 所

氏 名

印 (登録印)

生年月日 大正 昭和 年 月 日  
平成

## 保証書

令和 年 月 日

稲沢市長 殿

表記の印鑑登録申請者が、本人であることを保証します。

住 所	稲沢市		
氏 名			登 録 印
生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成		
印鑑登録番号			

- 保証人本人が自書・押印してください。
- 保証人は、稲沢市で既に印鑑登録をしている方に限られます。

- 委任者本人がすべて自書・押印してください。
- 新規登録する方は、今回登録する印を押してください。  
登録廃止のみをする方は、現在登録している印を押してください。(登録している印をなくした場合は、別の印を押してください。)